

新型コロナウイルスの影響で消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが・・・

消毒用アルコール等の注意事項

- 1 火気の近くで使わない
- 2 通気性の良いところで使う
- 3 直射日光が当たらず、高温にならない場所に設置・保管する

消毒用アルコール等の貯蔵に関して

アルコール類の濃度が60%以上のものは、「第4類アルコール類」という危険物に該当します。貯蔵する際に届出等が必要な場合があります。

80ℓ以上400ℓ未満：少量危険物・指定可燃物・貯蔵取扱届出

400ℓ以上：危険物製造所・貯蔵所・取扱所
設置許可申請書

同様に高濃度のアルコール飲料も該当する場合があります。暮らしの中には、他にもスプレー缶などの取り扱いを誤ると危険なものがあるので、注意しましょう。